

第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（第7回）議事録

日時 平成26年11月6日（木） 午前9時半～午前12時

場所 船橋市役所9階 第1会議室

出席者 20名（欠席10名）

傍聴者 0名（定員5名）

議 事

議事1 「第3次船橋市障害者施策に関する計画」（案）について

議事概要

1 開会

○事務局（障害福祉課 福原）

皆様、おはようございます。事務局でございます。お忙しい中、ありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただいまから、第7回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会を開催いたします。

会に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。本日の配布資料は、資料1といたしまして「第7回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会の議事について」。A4・1枚のサイズのもので、右上に資料1と書いてあるものです。資料2「第3次船橋市障害者施策に関する計画（案）」。これは冊子になっているものでございます。右上に資料2とございます。そのほか、本日の「次第」、「座席表」と、当日配布している資料といたしまして、8月7日の策定委員会に配布いたしました資料10の1「障害者の生活の実態（好村委員要求資料）」8月7日配布分、資料10の2「障害者の年齢別構成（好村委員要求資料）」8月7日配布分、A4・2枚のホチキスどめしたものを配布させていただきます。以上が配布資料となっております。

次に発表にあたってのお願いがございます。マイクは発言の際にスイッチを入れ、終わりましたらスイッチをお切りください。また、御発言の際には、お名前を最初におっしゃっていただきますようお願い申し上げます。本日の会議につきましても、船橋市情報公開条例第25条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。次回以降、

個人情報などの不開示情報を含む議事の場合、非公開となりますのでよろしくお願い申し上げます。

会議に入ります前に、8月7日の第5回策定委員会で成立いたしました好村委員の要求資料につきまして、一部訂正箇所がございますので、保健所保健予防課より説明をまず最初にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（保健予防課 保健予防課長）

おはようございます。保健予防課課長の野坂でございます。よろしくお願いいたします。資料の10の1と10の2のものでございます。表の中に、項目としては特定疾患医療受給者数と、あと項目がそれぞれございまして、そのところについて御説明させていただきます。

8月7日の第5回策定委員会で提出いたしました、好村委員からの要求がありました資料につきまして、児童発達支援・生活介護・自立訓練等の内訳を把握するにあたりまして、事業主体であります千葉県では作成していませんでした。事業者数の公表がその時点ではなされていないために保健所で特定疾患医療受給者数、内訳の数字を抽出いたしました。県の受給者数と一致しませんでした。その理由といたしましては、例えば認定が平成26年4月以降に行われていても3月中に申請があれば、遡って3月の受給者数となるため、策定の日により数字が異なってしまうこと。3月31日に船橋市で申請したものが、データ作成時までには市外転居や死亡した方がいらっしゃる場合、市のデータには含まれないことなど。以上のことから、今回の好村委員の要求資料につきましては、県では公表していませんので、市のデータを参考として活用していただければと思います。資料の配布時にこのようなことは説明すればよかったです。この時期になって大変申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 福原）

よろしいでしょうか。それでは、その後の議事進行を中坪晃一委員長にお願い申し上げます。

○中坪委員長

おはようございます。朝早くから、お忙しい中お集まりいただきまして御苦労さまでございます。それでは、ただいまから、第7回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会の議事に入らせていただきます。本日は30人中20名の委員の方の御出席をいただいておりますので、「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要項第5条第2項」の規定により、過半数以上の

出席となり委員会が成立いたしております。なお、本日の傍聴者の定員ですが、5名としておりますが、傍聴者の希望はありますでしょうか。

○事務局（障害福祉課 福原）

本日の傍聴の希望はございません。

○中坪委員長

それでは本日の議事事項に入りたいと思います。

議事の1「第3次船橋市障害者施策に関する計画」（案）について、事務局より御説明をお願いいたします。

2 議事

議事 1

「第3次船橋市障害者施策に関する計画」（案）について

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。よろしくお願ひいたします。まず、本日、計画案のどの部分について議論を行うか、御説明させていただきます。資料の1をごらんください。本日配布させていただいている資料2「第3次船橋市障害者施策に関する計画」（案）が、今までの策定委員会の議論を踏まえて作成しました計画の素案となります。前回までの策定委員会での議論、及び庁内での再度の見直しを行わせていただき、本日皆様にお示しさせていただいております。また、別表「成果目標」については、初めて皆様にお示しさせていただきます。それでは資料2「第3次船橋市障害者施策に関する計画」（案）について御説明させていただきます。

まず、計画案について前回御説明させていただきました、第2部「各論 第1章 生活支援」及び第2部「各論 第4章 雇用・就業、経済的自立の支援」の内容の修正について御説明させていただきます、そのあと「成果目標」について説明をさせていただきます。その後、計画案全体について皆様から御意見をいただきたいと思ひます。

それでは、資料2「第3次船橋市障害者施策に関する計画」（案）の6ページをお開きください。6ページから24ページまでが「各論 第1章 生活支援」となっております。前回の会議での意見を踏まえ、修正した箇所について説明をさせていただきます。

8ページをごらんください。項目3「計画相談支援の推進」という項目を追

加させていただきました。計画相談支援について現在も勧奨を行うなどの推進を行っておりますが、今後においても計画相談支援の充実を図るとともに、各協議会等と連携を図りながら、計画相談支援事業の整備などを図ってまいりたいと考えております。

次に10ページをごらんください。項目1「障害福祉サービス等の充実」の項目をごらんください。前回の会議において短期入所のニーズが高いことから、その充実についての内容を計画に盛り込むべきではないかとの御意見をいただき、こちらの項目について、短期入所の内容を盛り込ませていただきました。

次に11ページをお開きください。項目4「高齢化への対応」について、高齢化に対する把握の課題に努めていくこと。また項目5「困難事例への対応」という項目を追加させていただき、強度行動障害や矯正施設を退所した人たちに対する支援についても、取り組んでいくということを計画に盛り込ませていただきました。

続きまして12ページをお開きください。項目6「グループホームの充実」という項目の中で、現状において消防法上、建築基準法上の課題解決のため取り組んでいること、及び今後既存グループホームの適正化や、新たなグループホームの新規設置について取り組んでいくということを記載させていただきました。

前回の計画を踏まえた、生活支援の追加修正等についての事務局の説明は以上でございます。

○中坪委員長

委員長です。ただいまの御説明について御意見、あるいは御質問等があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮代委員

宮代です。ただいま御説明いただきました12ページ6番の「グループホームの充実」の施策の方向性、「既存のグループホームの適正化を図るとともに…」この適正化の具体的な内容について、ちょっと言及していただきたいと思いません。

○事務局・渋谷

事務局です。現在進めている施策といたしましては、建築基準法上の適法化を図るということを国も申しておりますので、そちらの方向で考えております。

○中坪委員長

ほかにはいかがでしょうか。特になければお認めいただいたということで、よろしいでしょうかね。はい、うなづいておられる方が多くおられますので、そういうこととさせていただきます。それでは、その次の御説明をお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 林）

事務局の林でございます。よろしくをお願いいたします。続きまして50ページからの「第2部 各論 第4章 雇用・就業、経済的自立の支援」の内容についての修正について御説明させていただきます。

50ページの基本方針をお開きください。前回の第6回策定委員会におきまして、基本方針の3段落目の「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の箇所につきまして、「合理的配慮の提供義務」のほかにも、文言として「精神障害者が法定雇用率算出の対象になる」ことも入れてもよいのではないかと意見がございました。こちらにつきまして、3段落目2行目の「合理的配慮の提供義務等」の「等」に、精神障害者が法定雇用率算出対象になることを含む意味もあることから、素案では特に修正はしておりません。

また、一般就労定着に向けた施策も、ジョブサポーター研修以外にも記載してもいいのではないかと意見がございました。53ページをお開きください。こちらにつきましては、53ページ課題（2）の項目1におきまして、船橋市自立支援協議会の専門部会におきまして、障害者合同説明会についての議論をしていくこと。また、項目3におきまして、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害者地域福祉連絡会、商工会議所との更なる連携を強化していくことについて追加で記載させていただいております。

以上が「第4章 雇用・就業、経済的自立の支援」の説明となります。

○中坪委員長

委員長です。ただいまの御説明に御意見等あれば、お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特に御意見がないようでしたら、御了解いただいたということにさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○山田委員

申しわけありません。すみません。

○中坪委員長

はい、どうぞ。

○山田委員

「ちば MD エコネット」の山田です。ちょっとした言葉のところなのですけれども。今、御説明をいただいた1番のところ、「施策の方向性」の「障害者就労の関係者」という記載になっているのですけれども、「関係機関」というようなことでしょうか。どちらがよろしいのか。「関係者」という言葉が、ちょっとどうなのかなという感じがいたします。よろしく願いいたします。

○中坪委員長

はい、委員長です。50ページのどこら辺になりますか。

○山田委員

53ページの1番の項目の「施策の方向性」の1行目です。

○中坪委員長

はい、ありがとうございます。「障害者就労の関係者が」というところを、「関係機関」という意味合いがあるのかということも含めて、どのようにするかということですが、事務局、いかがですか。文言の修正という、あるいは御意見ということでもよろしいでしょうかね。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。その点の「関係者」がいいのか「関係機関」のほうが適切なのかについては、事務局で検討させていただきたいと思います。

○中坪委員長

よろしいでしょうか。

○山田委員

はい。

○中坪委員長

ほかにはいかがでしょうか。細かなことでもよろしいかと思いますが。

○鈴木洋文委員

はい。鈴木です。ちょっと細かいところといたしますか、50ページの「福祉的就労の底上げ」という言葉が、ちょっと気になってはいるのですけれども、「底上げ」というのは、どうなのでしょうかね。

これは一般的な表現でいいのですかね。ちょっとひっかかるのですけれども、どうでしょうかね。

○中坪委員長

55ページのところにも、課題の3にも載っておりますが、中身には項目が二つありますが、それを包含する言葉として、そこら辺が適切かどうかということも含めてでしょうかね。

○鈴木洋文委員

よく使われる言葉かどうか。

○事務局（障害福祉課 林）

事務局の林でございます。こちらの文言につきましては、国の第3次基本計画におきまして同じ文言がございまして、そこから引用しております。

○中坪委員長

一般的にそういうふうに言っているというふうに理解してよろしいのでしょうかね。

○事務局（障害福祉課 林）

はい。国の基本計画から引用していますので、そのような理解でいいと思います。

○好村委員

ちょっとお尋ねしたいのですけれども、よろしいですか。

○中坪委員長

ああ、どうぞ。

○好村委員

「育成会」の好村です。55ページに「福祉ショップの開設」とありますけれども、具体的にはどういうものなのですかね。ちょっとわからないので、教えていただきたいのですけれども。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。福祉ショップと申しますのは、障害者が働く場として「福祉作業所等で作った製品を売るお店」というような一般的な考え方でよろしいと思うのですが。千葉県において、半分ぐらいの市町村が、市が場所であるとか土地であるとかを提供して、そういったお店を設けてございます。

船橋は、今まで福祉ショップの設置をいろいろ検討してきたのですが、なかなか場所が確保できないのですが、実現に向けて推進しているというところでございます。

○中坪委員長

いかがですか。はい。

○好村委員

今回、初めてこれを載せたわけですか。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

前回から一応載ってはおるのですが、より具体的なところへ近づいているという状況でございます。

○好村委員

はい、わかりました。

○中坪委員長

はい、「底上げ」というところと今のお話の2点ですね、いかがですか。

○鈴木洋文委員

国の計画にそうあるということなのですかけれども、一般的にこういう表現というのはされるのですか。要するに、いわゆる福祉的就労からできたものとか、作品等をできるだけ広く購入したり、あるいはそういう場を設けて支援しているということだろうと思うのですけれども、「底上げ」というのは余りいいニュアンスじゃない感じですね。

○島田委員

公募委員の島田です。福祉ショップ、底上げということで、具体的な例なのですかけれども、市役所内にそういう福祉ショップの売店があるとか、例えば手づくりパンを、作業所からつくられたものを市役所内でお昼時に販売するとか、

そういうふうないわゆる福祉ショップとか、具体的な例ですけれども、そういうような案があるといいかなということをちょっと考えました。以上です。

○鈴木洋文委員

それはわかるのですよ。それはわかるのですけれども、「底を上げる」というのは、これは余り私は、はっきり言っていていい表現とは感じないのですよね。「底を上げてやろうじゃないか」というような、そういう発想が私は背後にやっぱり感ずるのですよね。当事者を中心として支援をするという立場では、やはりなじまない表現だろうと思うのですね。

国の計画にあるのかもしれませんが、だったら国がそうなのかもしれない。

○中坪委員長

はい。どうぞ。

○千日委員

「大久保学園」の千日です。鈴木先生がおっしゃられることは、よくわかります。「底上げというのは、現状が低いのか」ということになるわけですけれども、この1項目・2項目を見ても、福祉的就労というのは多分、B型事業所なんかを指すのだと思うのですけれども。これはどんどん、これから定員枠というか、事業所枠をふやしていこうという動きはあるはずなのです。

B型事業所というのは、福祉的就労、一般就労がなかなかできない人たちが、そこに位置するというような考え方があると思いますけれども、まず自分たちでつくったものがなかなか売れないということで、優先調達として、行政が率先してそれを買いませんか。それから、福祉ショップを設置して、なかなか優先調達のほうでは買い取れないけれども、どんどんそういう販路を拡大する動きを取りましょうということ。いわゆるそこに、B型事業所で活動している利用者の方たちが工賃の安定収入、これを目指すということなのですね。

「底上げ」というと、もうおっしゃるとおりなので、僕もこういうのを見ると、例えば「福祉環境の強化」とか「推進」とか。

イメージはわかります。ただ、国から引っ張ってきたと言われると、「そういうものなのかな」と思って、聞いておりましたけれども。鈴木先生のおっしゃられることは、十分よくわかりますので、その御意見には、就労の現場のほうからとしても賛成でございます。

○中坪委員長

はい、どうぞ。

○伊藤砂智子委員

「こんぼーる」の伊藤です。うちも就労支援をやっているのですが、鈴木先生の「底上げ」にひっかかるのはわかるのですが、物を売るだけではなくて、物を売る場所をつくってもらふことによって、そこで売り子になる人がいるとか、重度で配達に付いて行くことならできるけれども、実際に売れないような人も配達にかかわるとか、そういった関わる人を増やすということだと思ふので、それがきっと今までだったら、就労Bに通ってもらえないような人もお仕事が増えることで通えるようになるという意味での「底上げ」だと思ふので、やはり「拡充」とかなんか、そういう言葉のほうがよりいいのかなと。

ただ、本当に現場にいると、今まで内部の紙折りとかしかできなかった人を、そういう本当の社会とつながる仕事にかかわれるという意味では、国の「底上げ」をあらわしているかなという気がしますが。とにかく「拡充」とか「充実」とか、そういうことだと思ふます。

○中坪委員長

ここの中に書いてある項目や現状、施策の方向性については、恐らく異存はないのだらうと思ふます。働いている人たちの条件をもっとよくして、特に工賃に焦点を当てて、たくさん工賃が取れるようにと。そういう趣旨については、異存はないと思ふますが、それをまとめる言葉として、「底上げ」がいいのかどうかということかと思ふますので。今、出た御意見をちょっと踏まえていただいて、国に抵抗するわけじゃないのですけれども、もっといい言葉があれば、御検討を事務局でいただくということで、どうでしょうかね。

○福祉サービス部長

福祉サービス部長の飯塚です。国の表現の仕方も、いろんな推進を合わせて「底上げ」と。ちょっと文章を読んでみますから。表記の仕方は「支援」でもいいと思ふのですけれど、ちょっと原文を読むと、皆さん納得すると。

福祉的就労の「底上げ」について、「事業の継続強化へ向けた支援、共同受注可能推進と就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取り組みを推進するなど、障害継続支援A型も含めた福祉的就労の底上げを図る」。さまざまな推進を一言で「底上げ」ということであれば、この表記を「推進」としても意味はそのままでございます。そこら辺は、事務局に検討させて、きれいな言葉にしたいと思ふます。

○中坪委員長

いかがですか。御説明は、伺うとわかります。その前にたくさんいろいろついた上での際の言葉ですので、その全体を含めて、「現状より良くしていくよ」というように受けとめれば、ありかなと思います。しかし、御発言のようなニュアンスもあるかもしれませんので、それも含めて御検討いただくことにいたしましょうか。場合によると今の御説明のとおり、「底上げ」という表現で最終的に決まるかもしれませんが、趣旨も含めて、共通理解をしていただけたらいいかなとも思ったりしております。

それでは、次のほうに移りたいと思いますが、次が「成果目標」についてということでしょうか。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。それでは、別表「成果目標」について、説明をさせていただきます。81ページをお開きください。今回の第3次計画においては、第2次計画の中において記載されていなかった数値目標について、別表「成果目標」という形で計画に盛り込ませていただきました。

これは、国の第3次障害者基本計画においても、計画の実行性を確保するために、成果目標を設定していることから、本市の計画においても成果目標を設定いたしました。これらの成果目標の設定の考え方としては、他の計画等の成果目標との整合性を図り、その期間については事項ごとに異なっております。

また、各論の各分野において、原則的に「成果目標」について掲げさせていただいておりますが、第7章「差別の解消及び権利擁護の推進」については、成果目標等を掲げることが困難であるということから、その目標については掲げておりません。これらの成果目標を掲げていることにより、施策の推進についての一つの指標とするとともに、計画の推進を図ってまいりたいと考えております。「成果目標」についての事務局からの説明は以上でございます。

○中坪委員長

はい。本日新たに出された資料であります。お目通しいただいて、御意見・御質問等があれば、お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮代委員

宮代です。はい。目標の年度なのですけれども、今、議論している障害者計画ですね、これが32年度までということで、6カ年ということで、27年から32年度の目標値というのがあります。それから29年度の目標というのがあります。これは第4期の障害福祉計画、これが3カ年ということですので、

29年度わかるのですけれども、間に28年度があるのですね。目標の年度の
違いの根拠を教えてくださいと思います。

○中坪委員長

はい。事務局、よろしいですかね。

○事務局（障害福祉課 玉川）

はい、事務局です。先ほどの説明でも御説明させていただきましたが、各計
画の整合性を図っており、それぞれの計画の目標年度があります。宮代委員も
おっしゃっていただいたかと思いますが、障害福祉計画の年度、「生活支援」の
の1から5、こちらについては現在策定中の障害福祉計画の平成29年度の目
標と連携しております。

また、平成28年度で目標年度を設定してあるものについては「市内部の他
の計画」の実施計画、また、32年度と目標を設定させていただいているのは、
「市の総合計画」などの計画と連動させていただいております。

国の基本計画におきましても、その年度については、今回の第3次の障害者
基本計画におきましては、年度が平成25年度から平成29年度となっております
が、障害者基本計画上の成果目標についても、各目標の年度については、
26年度や32年度、34年度など、バラバラな目標数値となっております。

今回、成果目標について、どのような形で掲げるかというのを事務局で検討
をさせていただきましたが、より成果目標として実効性を保たせる、また他の
計画との整合性を図る、そのような観点で各年度がバラバラという形になっ
ております。以上です。

○中坪委員長

よろしいですか。背景については、そういうことであります。ほかには、い
かがでしょうか。

○河野委員

「総合教育センター」の河野でございます。よろしいでしょうか。82ペー
ジ、16番の「特別支援学級設置校数」というところで、今、特別支援学級の
知的障害は40校、それから自閉症・情緒の学級が20校という目標を設定し
ていただいております。この数字について、もう一度センターに持ち帰りまし
て、確認をさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

そうですね、一応こちらの「成果目標」を出させていただく段階において、「総合教育センター」にも確認させていただいているのですが、適切な正しい成果目標がということであれば、確認させていただいて、また事務局に御連絡いただければと思います。以上です。

○河野委員

お手をかけて申しわけございません。よろしく願いいたします。

○好村委員

よろしいですか。

○中坪委員長

はい、どうぞ。

○好村委員

「育成会」の好村です。81ページの2番なのですけれども、平成29年度の目標値が、障害者が1,550人、障害児が607人となっておりますけれども、25年度からすごい数が伸びているのですけれども、これはどういうことでこの数値が出たのか教えてください。

○事務局（障害福祉課 玉川）

相談支援の利用者数の大きな伸びの一番の理由としましては、計画相談支援の利用者が増えるということにあります。皆さん御存じかもしれませんが、基本的には計画相談支援については、障害福祉サービス等を利用される方には、皆さんつけるということから、25年度からの急激な伸びとなっております。以上でございます。

○中坪委員長

よろしいですか。

○好村委員

わかりました。

○中坪委員長

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○千日委員

千日と申します。81ページで少し教えていただきたいと思います。地域生活への移行者数、現状がハイフンになっているのですけれども、29年度で目標値が19人と。5番の「グループホーム利用者数」というのを見ると、今現在、月で217名が延べで利用していると。これは29年度では大体50名ぐらいいが増えている。これは現状、1番の「地域生活移行者数」、これがすべてグループホームを指しているとは思わないのですけれども、大体27年度、28年度、29年度で19人ずつぐらいいでこの数字になっているというイメージなのではないでしょうか。いわゆるグループホームだけにしても、今現在が217人。60人ぐらいいが、この3年間ぐらいいでグループホームの整備が入ってくるというイメージで、目標値がうたわれているイメージなのではないでしょうか。ちょっと勘違いしていると申しわけないのですが、教えていただきたいと思います。

○事務局（障害福祉課 玉川）

こちらの、まず地域生活への移行者数の算定方法なのではございますけれども、ハイフンとさせていただきますのは、こちらの目標値につきましては、平成25年度末から29年度末の目標数値となっております。25年度末に施設入所者・施設入所支援での利用者が、29年度までに何人地域生活に移行するかという数字となっております。25年度末からの目標値であるために、現状についてはハイフンとさせていただきます。

目標の19人というのは、25年度末に施設入所支援を利用していた方が、29年度まで何人地域生活へ移行するかという数字とさせていただきます。グループホームの利用者数につきましては、実績を参考に25年度が217人となっていたものを、29年度までには275人。整備等も含め、この数字になるだろうという形で入れ込ませていただいております。以上でございます。

○中坪委員長

よろしいですか。

○千日委員

はい。

○中坪委員長

ほかには。はい、どうぞ。

○山田委員

「ちばMDエコネット」の山田です。続けて、この81ページの6番なのですけれども、「障害児通所支援利用日数」は、3倍まではいきませんが大幅に増えている。これは増えるだろうという見込みと、その受け入れるところですね、そこの合わせての数字だと思うのですけれども、その辺をちょっと御説明いただきたいと思います。お願いします。

○事務局（療育支援課 染井）

療育支援課の染井です。よろしくお願いします。今現在、事業所数も増えてまいりまして、25年度から、実績からの伸びという形で算定させていただいております。24年度から障害児通所支援が市町村に降りてきたのですが、そちらの伸び率で算定させていただいております、利用日数が伸びるという計画・目標を出させていただきました。以上です。

○中坪委員長

よろしいですか。はい、どうぞ。

○清水委員

「ふらっと船橋」の清水です。すいません、教えてください。81ページの先ほどの、2番の「相談支援の利用者数」のところなのですけれども。お話しいただいた中で大体はわかるのですけれども、その中に先ほど生活相談の中で「セルフプランというのはまったく含まれていない」ということで、実際に生活相談事業所に関わっていく人数が、引き続き児童に関しては600というような理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。こちらの「相談支援の利用者数」ですけれども、支給決定の人数とは異なっておりまして、正確に御説明させていただきますと、3月現在を基準にさせていただいているのですけれども、3月現在に請求が発生する人数という形で利用者数というのを算定させていただいております。これは障害福祉計画で現在策定中なのですけれども、障害福祉計画で利用者について国保連の請求データをもとに、その数字を算定する実績を把握することから、国保連のデータ上ですと、「支給決定の利用者数」という形で支給決定をされているのですけれども、相談支援については、おおよそ今現在の実績ですと5割弱という数字になっております。こちらの利用者数というのは、まず生活相談支援、事業者に関わるものというような前提と、あとは請求ベース、3月時点

で請求が発生する人数という形で御理解いただきたいと思います。以上です。

○中坪委員長

よろしいですか。はい、どうぞ。

○伊藤砂智子委員

そうしますと、例えばモニタリングが3カ月に2回とか、そういう方は3月の請求がなければ、全く反映されないという考え方でしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。こちらの利用者数の算定には反映されておられません。

○鈴木洋文委員

鈴木です。そもそもこの項目を「成果目標」の項目とするというのは、これはどういう根拠があつてなのですか。成果目標ということを見ると、いろいろなファクターで目標を設定することになると思うのですけれども、この項目というのは、これはどこかで決められたこういうものがあつてのことなのではないか。これがちょっと、根拠がよくわからない。

例えば、先ほどの「底上げ」論で言えば、福祉ショップの数、今はゼロ。4年後は5カ所とか、例えばそういうこともいろいろ出てくると思うのですよね。これが項目で「パパ・ママ教室の参加数」ということが出てきたりしているわけですが、あと「犯罪刑法犯の認知件数」とか、こういうのが成果目標みたいになっているので、これは何を基準に、目標値の基準があるのかというのがちょっとよくわからないと思うのですけれど。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。今回、「成果目標」を掲げさせていただいた基準の一つとして、一つは国の障害者基本計画。そちらで掲げられている成果目標のうち、市が成果目標として掲げられるものについて掲げさせていただきました。あともう一つの観点として、現在障害者施策に関する計画に掲げられている事業のうち、成果目標として指標となりうるべき項目について、今回提示させていただいております。以上でございます。

○鈴木洋文委員

これは今回初めて、こういう形で提示があったと思うのですけれども、今のお話なんかを聞くと、成果目標としてはこういう項目がいいのかどうかという、そこら辺の検討が必要ではないのかなというふうに、ちょっと思うのですけれども。時間的にちょっと間に合わないことなのではないでしょうか。確かに目標値を持って計画の実施に取り組むというのは、大事なことだろうと思うのですけれども。

○千日委員

千日です。もう一度伺いたいのですが、この81ページから85ページぐらいまでの目標というのが、25年度から29年度末まで段階的に何かこうとらえていくような数字が一つと。29年度内だけでの数字みたいなものでとらえていけるような数字で、何か非常にわかりづらいです。

25年から32年のスパンというものがあるのですけれども、例えば83ページの移行・就労関係を見ると、21番「一般就労への年間移行者数」は25年度のときには80人だったのが、29年度は156人。これは1年間で156人を移行させるのか。段階的に25年度の80人というものを156人にしていくのか。そういうふうに考えていくと、非常にA型利用者数というものも40人から81人に、29年までに段階的に事業所が増えているのか。定員が増えているのか。29年度までに40人のゾーンみたいなものがあるのか。就業・生活支援センターでも、7年間のスパンの中でたったこれしか就労支援を受ける人は、この分野ではないのか。もっとほかのところに就労支援をするツールができていくのか。この辺がちょっと、就労だけを見ても非常に数字が見えにくいところがちょっと正直あるような気がするのです。その辺がわかりやすく表示されると、この目標は非常に追いやすいというか、そういう気がするのですけれども、教えていただきたいと思います。以上です。

○中坪委員長

よりわかりやすく示す、ということも含めての御意見だと思いますが、事務局で何かありますでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。まず目標の数値なのではございますけれども、基本的にはその年度、それまでの年度という形で、その目標数値となっております。あと、それまでの段階的な状況はどうなっているかについては、事務局で持ち帰らせていただきまして、資料等をつくらせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中坪委員長

ここに取り上げる事項のところの、問題提起があったように思います。そうですね、そんなことをちょっともう一度検討して、なぜこれが上がっているのかみたいなことを少しはつきりさせていただいたほうが、理解しやすいということかと思います。ここに記載するかどうかは別にしてですね。はい、どうぞ。

○山田委員

たびたび申しわけありません。今、項目のことなのですが、82ページ「教育・文化芸術活動、スポーツ等」については、たった2項目の数値目標になっているのですけれども、各論の「教育・文化芸術活動、スポーツ・国際交流等」では、例えば45ページに学校のエレベーター・多目的トイレ等のバリアフリー化とか、あと公民館等の建て替え時にバリアフリー化を進めていくとか、予定のない2階以上の公民館にエレベーターを設置するという、いろんな目標が掲げられているので、こちらの数値目標のほうに入れられないものかなということが一点です。

あと83ページ、「身体障害者福祉センターにおける事業の参加者数」というのがあるのですけれども、なぜそれがここに、スポーツ活動等の数値目標として入ってくるのかということと、どんな事業で参加者数のこうした統計的になるのか、この辺の項目を教えてくださいたいと思います。要望と報告と両方でございます。よろしくお願いします。

○中坪委員長

各論で書かれている内容で、まだ数値化できるものもあるだろう。努力目標というか、そういうものもあるだろうということでしょうかね。

○山田委員

特に、ここは非常に少ないので。

○事務局（障害福祉課 玉川）

まず項目については、どのような形でほかの項目、「このような項目を挙げたほうがいいのではないか」ということについては、御意見をいただければ、それについては調整させていただきたいと思います。エレベーター等の設置目標とか、そういう具体的な数値目標を掲げるということが、中での調整や数値目標を掲げることができるかどうかという観点もありますので、その辺も踏まえて御意見をいただければ、その内容については再度関係課にも働きかけはさせていただきます。以上です。

○中坪委員長

ここに記載されている以外のことでも、もし御意見等があれば、一応御意見としてお伝えして検討していただくということでしょうかね。

○山田委員

はい、お願いします。

○中坪委員長

ほかはどうでしょうか。

○山田委員

すいません。「身体障害者福祉センターにおける事業の参加者数」の内容を教えてくださいたいのです。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。身体障害者スポーツセンターと教育・文化・スポーツの関わりです。センターで身体障害者のためのいろいろな事業をやっておりまして、例えばスポーツでは「吹き矢教室」であるとか、「障害者のためのアーチェリー教室」とか、そういったいろいろな事業がここに関連をしてきます。以上です。

○鈴木洋文委員

そもそも、「成果目標」というのを最後の段階で用意されて、選ばれたファクターというか項目は、さっきは何かどこを根拠にそうしたのか、それにしたのかというのはわかりましたけれども。

本来、障害者計画策定の検討の段階で、例えば第1項の第1の課題、例えば「生活支援」の、例えば8ページ等に「計画相談支援の推進」ということで、「現状」がありますよね。現状の中で、例えば数値化できるものとしては何点があるということがここで把握されて、その後こういう方向性があるって、目標値つてのをどこに定めるかっていうことから検討されていくってという思考過程で、この計画に本当は、本来やっぱり取り組むことだったのかなと。

やはり、成果目標を持って望むことでなければならぬっていうのは、これは当然、分かるわけで。そこら辺のことが、やっぱり各項目ごとにあると思うんですよね。例えばさっき言った「底上げ」論にまた戻りますけども、福祉シヨップが現状、船橋市はゼロであると。だったらこれを、この計画の最終年度にはどれくらいするかということはある程度見込んだり、あるいは期待したりすることをやっぱりここで上げていくっていうかな。

現状、最終的に現状可能な限りではどのくらいになるかっていうふうに、組み立てていった上で、最後の別表が出てくるように、やっぱり私たちは考えていかないと、この壮大な計画が実を結んでいく方向になっていかないのかなというふうなことを感じます。

だから、最後の「成果目標」のこのファクターというのは、恐らく何かの判断で恣意的に用意されたそのものなのかなと。これは、こちらの委員会での検討の反省点も踏まえて確認していったほうがいいかなと思うんですよ。唐突な感じがね。申し訳ないんだけど、せっかく用意してくれて申し訳ないんだけど。だから年度ごとに違ったりとか、何か整合性を合わせようとしたり、ちょっと何かね。もう1回、何か一定の手順に従って、何がふさわしい数値目標たるかということ、やっぱり詰めた上でやっていったらどうでしょうか。

時間的に間に合わないですかね。だとしたら、課題にしていいいのかなと思いますけど。「安全・安心」で、刑法犯認知件数が突然、唐突に出てきているように思いませんか。何でこれが出てきたのかなと。

○事務局（障害福祉課 玉川）

今回ですね、掲げさせていただいたのは、障害だけの関連だけでなく、例えばホームページのアクセス件数とかも掲げさせていただいてるんですけども。

あとは「防犯」については避難所における備蓄・食料の達成率なども掲げさせていただいてるんですけども、なるべく広く項目を挙げて、これらの数値はより良い方向に行くっていう確認ができれば、それは障害者のためにもプラスになるだろうという観点もありまして、なるべく広く、広い項目について掲げさせていただいております。

○事務局（障害福祉課長）

障害福祉課長の佐藤でございます。よろしくお願いたします。

今回、この状況の中で、非常に皆様には御苦勞をかけているんですけども。今後のスケジュールが決まっているという状況の中で、先ほどお話がありました各項目ごとにふさわしいものをエントリーしていくという状況、設定をするということであれば、なかなか実質的に期間的な問題があるので難しいのかなと。実は最初に今回の計画については、当然トップの決裁も必要だという状況がございます。そうすると今回の修正案に関しては、今週いっぱいぐらいで御意見をいただこうかなあというところで、最終的には締めたいなというふうなところで思っています。

パブリック・コメントを、当然ながら12月～1月にかけて1ヶ月間行います。そのあと、また皆様に集まっていたというところで、最終的に完成

という形のスケジュールになっておりますので。その辺がありますので、かなり貴重な御意見をいただきましたが、「折り合いを、最終的にはつけざるを得ないかな」というふうに今は思っております。以上です。

○鈴木洋文委員

それは分かります。そうすると最終の案については、「成果目標」っていうのは一覧表がちゃんと付くってことで理解しておいてよろしいですかね。

何かこれは今日の参考としての資料っていうふうに理解してよろしいですか。これが付くんでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

こちらの、今回のこちら側の冊子自体が、基本的には一体の計画案という形になっております。

○宮代委員

宮代です。少なくとも一つ言えることは、午後からやる「障害福祉計画」、このいわゆる目標値と整合性があるやつもあるわけですよ、当然ね。主管が違う課があるわけですよ。これは障害福祉課だけじゃない。

それから、すごく広範囲になって、先ほど鈴木委員がおっしゃった「本当に載せる必要があるのか」ということ、交通事故死者数なんてのは、関係ないとは言わないけれども、何か余計紛らわしくなるんじゃないかなと。項目の精査、要するに障害福祉計画により関連の高いものを選びながらやっていかないと。一気に「成果目標」を出されても、それで果たしていいのかなっていう気がするんです。

少なくとも「障害福祉計画」、午後からやられるものと、ここをきちんと合わせて載っていくのは当然あってしかるべきだと思いますが。すいません、私見で恐縮ですけども。

○表委員

公募委員の表でございます。今、「現状と目標」ということで数値化される項目のみ挙げているように思いますけれども、基本理念に照らし合わせると、あんまり立派なこの基本理念に、数値目標に挙げられた「成果目標」は合わないような気がするんですよ。何か立派な基本理念が、これをこういう数値目標で本当に上げることができるのかなと。むしろ、数値目標に挙げられないようなものが非常に重要なんじゃないかっていう気がするんです。このままでいくと、こういう「成果目標」があって、「何年間続けてやってきたんだから、これ

まで何人参加者数が目標に達したのだから、これで私たちのつくった計画は大成功だった」なんて言われても、実際に身としては、障害者のためになっ
てないような気はするんです。

もっと基本理念っていうのは、もう少しノーマライゼーションを中心とした、非常に「障害者が暮らしやすい街づくり」のためなんじゃないかという気がするんですけども。

○中坪委員長

少し時間も気になっているんですけど。たくさん御意見が出ました。それで、あとの時間的に、このあとの日程の関係もございます。それから、委員会の反省というようなことも含めてですね、御発言もございました。日程的にもし可能であれば、今出た御意見も受けて、その事項に取り上げる内容をもう1回見直していただくということにしておきますが。

併せて、次の計画を立てる段階までには、施策の「現状と方向性」がそれぞれあるわけで、そこで挙げられる具体的な事業でしょうかね。そういうもので数値化できるものがあれば、実績として積み重ねて行って、次に反映させていただいて、計画をさらに良くしていく。次の計画の時に、反省も含めて活かしていくことにならないんじゃないかなと思ったりして伺っておりました。

今回については、とにかくできる日程は決まっておりますので、それに合わせて可能な範囲で、今現在の御意見を受け止めていただくことが一つと。この中で、今出てきた御意見の中で具体化できるところを少しずつやりながら、次の計画のときにさらに充実した計画になるように努力をしていくというようなことで、この場は収めておきたいと思いますが、よろしいでしょうかね。はい。

○山田委員

一つだけよろしいでしょうか。委員長の意見に賛成でございます。この「成果目標」を数字で出していただいたということは、大変良いと思います。今までずっとこの施策に関する計画を話していきまして、やはり抽象的で、私たちは理念をたくさん盛り込みたいということでやってきました。その理念と、それから実際現場でどうなのかと。その間には、やはり距離があるわけですね。その距離が、この数値目標の段階と理念とが、まだすっきり「どういう道筋でそこに行くのか」というところが見えないということで、いろいろな意見を出させていただいたんだと思います。それが見えるような形にしていくことが私たちの役割でもありますし、その間に午後話をされる、福祉計画もあると思っております。

一つ要望なんですけど、この別表を、その施策に関する計画のあとに付けてい

ただくのであれば、やはり説明が必要だと思えます。この表だけが付いていると、やはり私たちが思ったような唐突感が出てくると思えます。ですから、ぜひ分かりやすい説明を付けていただいて、「なぜここにこの数値が挙げられているのか」ということを分かりやすく提示していただければと思えます。以上です。

○中坪委員長

今のも受け止めていただくということになりますが、ほかには、どうでしょうかね。

○犬石委員

「精神障害者・オアシス家族会」の犬石と申します。先ほどから聞いておりまして、やはり鈴木先生が、さっき「底上げ」っていうことをおっしゃって、私も何かこう違和感を感じたんですが。この数値に関しても、山田委員がおっしゃられたと同じような感覚で受け止めるんですけども。何か現状と数字が合致していないと言いますか、何かそこに、もうちょっと具体的な何か案が見えればと思うんですけど。

私、“精神”の家族会のものでありますから、私は“精神”に特化して、ちょっと意見を言わせていただきたいんですが。鈴木先生もおっしゃられたように、もう少し早く発言すべきだったことなんですが、今までずっと聞いておりまして、やはりこの81ページなんですけど、「日中活動系サービスの利用日数」というのがあります。25年～29年で12,000日ぐらい増えているんですけども。これってというのは、例えば“精神”の場合ですと、地域活動支援センターに通う当事者の日数っていうことになるわけでしょうか。それで、もしそうであれば、やはり“精神”に特化して言いますと、そこに通えるようになるまでには、やはり医療関係者の方の協力もいります。家族の努力もいりますし、行政の努力もいると思うんですが、やはりこの目標を達成するためには、すべて努力が必要だと思うんです。

例えばそういう地域活動支援センターに通う以前の何か方策を講じていただくとか、もう少し具体的に盛り込んでいただきたかったというのが、ちょっと今から言うのは遅いのですが、そういうふうな意見を持っております。

なので、今後、精神障害者の家族としまして、もう少し踏み込んだ具体的な施策を取り入れていただけたらなというのを思いました。やはり目標っていうのと努力がいると思えますので、その辺もう少し盛り込んでいただければなという思いがしております。よろしくお願ひします。

○中坪委員長

御意見として承っておくということでよろしいでしょうかね。

○浜端委員

はい、すいません。

○中坪委員長

はい。

○浜端委員

「身体障害者福祉会」の浜端です。私たちは障害者の団体ですが、「福祉ショップ」っていうのは、よくここの文面に出てきますね。「福祉ショップ」って、私はこうとらえたんです。芝山に何か障害者、知的障害者の方たちが10人ぐらい、作業をやりながら物を売っている、販売しているところがあるんですね。芝山3丁目、「ちばぎん」の近くにね。これが私は、本当に無知で申しわけないけれども、そういう障害者が福祉ショップを開いているところが、船橋で何ヶ所あるかということをお教えしてもらいたいですね。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。よろしいでしょうか。「福祉ショップ」というものはありません。まだゼロで、これからつくろうとしているところです。

そのほかに、障害者の方が働いているショップというのはですね、市内に作業所が4ヶ所、地域活動支援の支援センターが11ヶ所、そのほか、就労系のBの事業所とかも、もう何十ヶ所もございます。そういったところの事業所が、街中でリサイクルショップを開いていたりですね、いろんな物品とか、野菜とかパンとかを含めて売っているお店はいっぱいあるんです。ただこの「福祉ショップ」とは、またちょっと位置づけが別になっちゃうというところなんです。一覧表が必要でしたら、浜端委員にですね、差し上げますので。ということはいかがですか。

○浜端委員

はい、わかりました。

○中坪委員長

ちょっと時間が気になって申しわけないんですけど、事項と現状と目標の数値等について、1個1個この中で解説を加えていくとですね、また膨大

な作業になります。それで、例えばこの表の読み取りとか、根拠とかをですね、箇条書き的でも構いませんので、どういう根拠で事項が出てきて、数値はこういうやり方で算定していますとかですね、全体に関わって注意書きみたいなことが、もし入れられるようでしたら、それも入れていただくと読みやすくなるかなあというふうには思います。「成果目標」の裏表紙が空いていますので、そこにいろんな根拠をも含めてお書きいただいて。最後、このあとの日程が決まっておりますので、そんなことが可能であれば入れていただいて、読み取りやすくするような努力をしていただければいいかなと思ったりもしております。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。「成果目標」については、絞り込み等をさせていただくとともに、もっと分かりやすくなるような形で、資料については作成させていただきたいと思えます。

例えば「エレベーターの設置についてはどうか」という御意見については、そちらについて数値目標として掲げられるかどうかを踏まえて、担当課に確認させていただきたいと思えます。以上でございます。

○中坪委員長

そういうことでよろしいでしょうかね。いろいろ詰めていくと、細かなところがいっぱい出てくるかと思えますが。

今までいただいた御意見も踏まえて、最終的なこのあと日程がありますので、それに合わせることもやらざるを得ないということがございますので、可能な範囲で検討していただいて、この会議もう1回ありますので、そのときにまた話題として、あるいはどうなったかということも含めて、御報告いただければということにしておきたいと思えますが、よろしいでしょうか。はい、それでは「成果目標」については、いろいろ御意見をいただきましてありがとうございました。

次の議題に移りたいと思えます。今度は、計画案の全体に関わってということになりますでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

本日、今まで事務局が説明した以外に計画案について何か御意見等があれば、この場で教えていただきたいと思います。

○伊藤砂智子委員

「こんぼーる」の伊藤です。11ページの「困難事例への対応について」とか、災害時には「開示しない場合」、「開示したほうが良い場合」とかが出てくると思うので、その全体の中に、そういう個人情報の取り扱いについての何か改良というか、もしくは「個人情報だからといって、手を出さないだけがいいのではないよなところの、何か欲しいな」と思うのですが、いかがでしょうか。もし、どこかに書いてあったら申しわけありません。

○中坪委員長

そういう御要望だということによろしいですか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

個人情報に関する内容については、保護するという内容については、この計画上では触れてはいないんですけども。

○事務局（障害福祉課長）

障害福祉課長でございます。個人情報の保護の観点でお話がありましたけれども、災害時に関しては、当然ながら命に関わる問題ですので、その情報のやりとりっていうのは、適用除外的な形で取り扱われているということは法律上定められておりますので、保護法上も、それから市の保護条例上も適用除外にされています。

ただ、普段の福祉サービス等における個人情報のやりとりに関しましては、当然ながら本人の同意がどうしても必要になると。第三者に提供する際、それから他事業所に提供する際に関しても申請書等に必ず同意書も求めて、本人の同意の中で提供するということが大原則になっておりますので、その辺のところは、どうしても崩せないという形になります。以上です。

○中坪委員長

現状は、そういうことだということですので、ここに書き込むかどうかは別の話として、そういうことによろしいのでしょうか。御意見では、何かここに書き込んだほうがいいってことですか。

○伊藤砂智子委員

どこに入れたらいいかわからないんですけど、一番気になったところは“精神”でいいますと「困難事例への対応の施設に対する支援」というところですね。「殺人のおそれがあるという情報を流しながら、実際に知らなかった」

とか、そういうことも起こってきている中で、難しい問題なので何か指針とかがあればなあという希望です。

○福祉サービス部長

福祉サービス部長です。この個人情報については、それだけで一つの大きなカテゴリ、内閣府とかありますから。結論が出てない問題も多々あります。

今、御質問にあった医療関係なんかもそうです。成人の後見人についても、医療関係の後見ができないとか、そこら辺の問題も含めた、それだけで膨大な検討を要するものをここに取り込むということはちょっとできない。まだ結論も出てないです。皆さんがそれぞれ考えながら、徐々に徐々に法が変わっていく。今度は、ナンバー制も入ってきます。というような大きな問題です。

障害者のこの計画目標の問題ですけども、それで取り上げると一つだけで同様な大きな計画というか、検討事項になってしまうと。そこら辺は法制度の中、もしくは社会の熟成の中での検討を、私たちはしっかりと期待して待ちたいと思っております。以上です。

○伊藤砂智子委員

わかりました。

○中坪委員長

ほかには。全体に関わって。どうぞ。

○齊藤委員

公募の齊藤です。この施策全体を推進していくためにはですね、やっぱり行政、関係機関、関係者の支援等々も必要なんでしょうけれども。そのなかの一つで、やっぱり財政措置も必要だと思うんですね。要は〇×ですね。財政措置の有無。それから国、県、それから民間機関、個人、ボランティアという欄を、イメージ的には表をつくってですね、〇×をしていくということについてはどうなのかなという提案をさせていただきたいと思うんですけども。

狭くなっちゃうんですけどもね。この表を狭く、いわゆる個別のところをちょっとずらして、財政措置ということで三つ、今言った市の措置がされているのか、それから県、国からの補助とか、助成とかされているのかとか。あと、民間ボランティア的などころがいろいろ支援していただいているのかというようなことを、表の中に入れられるものかどうかを、ちょっと提案したいんですけど。

○事務局（障害福祉課長）

障害福祉課長でございます。今のお話は、おそらく将来に渡ってというところが主な部分かなというふうに思うんですが。財政的な措置と言う観点で言えば。ただ、障害者の事業に関しましては、年度ごとにいわゆる予算要求して予算を確保したうえで、事業を実施していくという性質になっております。

ただ、現状での表現っていうのは、できるかなというふうに思います。「国の制度としては、こういう補助制度があるよ」というような表現はできると思いますけれども。あくまでも現時点での話、表現になってしまうかなと思います。将来の部分に関してまでは、ちょっと表現ができないという回答になってしまうんですけども。以上です。

○齊藤委員

表現というよりも表の中で、現状で例えば一つの施策の方向性がこうありますね。その横に、その横にちょっとそばにでも表をつくっていただいて、現状では市の予算措置はされているというのであれば○。文章はいらないんですよ。それから今後、金額も分からないからそれぞれ年によって予算要求していくんでしょうから、金額もいりません。それで今後、27年計画以降ですか。以降、予算措置を考えているのであれば「予定」とか、入れていただくということは、そんなに難しいことではないと思うんですが。具体的に文章を入れてどうのこうのではないのです。御検討いただければと思っています。

○健康福祉局長

基本的にこの計画は27年度以降の計画ということで、ここで定めたものを年度ごとに評価をしていくというのは、当然やるべきな話だと思います。それで例えば、策定して1年たってどこが達成できたか、できてないか。財政措置がされたのか、されてないのか。そういうのを表の形でまとめるというのは、できるんじゃないかと思います。ただ、この計画を定める段階で、すでに○×がついているというのは、ちょっと形としてはないんだろうなと思います。

○中坪委員長

計画を実行していく段階にあたっては、そういうチェックはきちんと行っていくということ。

○齊藤委員

財政状況が補助されているかというのを知りたいんですよ。だから現状、例えば27年からの計画なので、将来のことはもちろんわからないんですけども。

例えばある事項で予算措置化されているというのを○がついたときに、この事項について、参加されたことの中身の金額とか、参加された補助する内容の問題点とか、いろいろ洗えるんじゃないかなと思って提案したんです。

○健康福祉局長

ですから、27年度の予算に関しては、国もまだ補助制度に関しての予算も編成されていませんので、今の段階でそれを定めるというのは難しいというか、できません。ただ、これを1年回してみても、それで27年度もそれができたのか、できなかったのかという評価は当然やるべきだと思います。

○中坪委員長

よろしいですか、そういうことで。ほかにはいかがでしょうか。

○千日委員

千日でございます。一つお伺いしたいのですが、この第3次の障害者施策のモニタリングというのはですね、「必要に応じて見直しを図る」ということが書いてあるんですけども。今、局長もおっしゃられたとおり、1年を回したときの目標の達成度とかですね、行政主導でモニタリングをされているのかなという感じがすんですけど。この施策をモニタリングする機関というか、要は自立支援協議会になるのでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。80ページで、「推進体制」にも書かせていただいておりますが、進捗状況の管理の評価については毎年度やらせていただく。それについては、自立支援協議会でさせていただくと考えさせていただいております。以上です。

○千日委員

これは、第3次のほうは27年度から32年度、次の午後からやる第4次というのは27年度から29年度で。その切り替えのときにまた、第5期というのが30年度から32年度。この施策の策定委員というのは、できたら解散ですよね。だから、つくりっぱなしで終わっちゃうわけですよね。自立支援協議会というのは今後、第4期とか第5期というのも議論していくんだと思うんですけども。この大もとのものをチェックするというのは、行政主導でいくのか。つくった人がずっといくということではないですけども。この大もとの第3次障害者施策に関する計画というものを具体的にモニタリングして中間期

を迎えないと、自立支援協議会は5期というのを計画しても、この大もとが見直されてない限りは、それに沿っていった計画をつくらざるを得ないような気がするんですけども。

この施策に関する計画を具体的にチェックするというのは、自立支援協議会以外のものでもつくるといえるのか、そういうものを設けられるということは考えられないものなのではないでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

基本的には計画・チェックについては、当然、市がやる形になります。それについては、現状ではほかの組織を1回ごとに立ち上げるような形は考えておりません。以上でございます。

○中坪委員長

よろしいですか、今ので。

○千日委員

ちょっと言葉が出てこないですけど。

○中坪委員長

進捗状況については、常にきちんとやっていくということが一つあるということかと思えます。どこかに書いてあるんですね。「管理及び評価」というところですかね。それをやらなかったら、計画をつくりっぱなしになりますので、当然やるのが前提だとは思いますが。そういうことで不安があるようであれば。

○千日委員

大丈夫です。

○中坪委員長

ほかはいかがでしょうか。

○宮代委員

たびたびすいません、宮代です。細かいことで恐縮ですが、14ページの13番、それと15ページの15番で、二つ。「日中一時支援」の件です。項目があつて、現状から施策の方向性へは関連がなければおかしいと思うんですが、「日中一時支援」の施策の方向性の冒頭に、「児童福祉法の児童通所支援事業の

実施状況を踏まえつつ…」とあるわけですね。日中一時支援事業は、別に児童に特化した事業のようなものではありませんので、ここにいきなり「児童通所支援事業の実施状況」というのが出てくるというのが、何か唐突のような気がします。それで一時支援事業の趣旨からいったときに、次に出てくる4行目「障害のある人及びその家族の日中活動の場の確保」とあるんですね。そうすると、この表現だと障害のある人と家族と一緒に同じレベルで日中活動の場を利用するみたいな形なので、これはちょっと違うんじゃないかと思います。お書きになるなら「障害のある人の日中活動の場の確保」で切って、「家族及び障害者の就労支援」としたほうがより正確な表現になると思うんですね。家族の就労支援というのは、当然これは自立支援の中にあるわけですから、そういうふうに書き換えたほうがいいかなと思います。それが一つ。

それから15ページの15番の医療支援の件です。施策の方向性の末尾に「また利用実態に合わせた利用方法について継続して検討していきます」というふうにあります。今回、自立支援協議会の部会でもって医療支援の利用の範囲といますか、通所・通学についての利用の幅を広げていただけるという報告を聞いております。それは明らかにいい方向に行っていると思うんですね。改善されたと思うんです。ですので、もしこの検討していくということにそういうことが含まれるのなら、もうはっきりと「利用実態に合わせた利用方法について改善していきます」とかですね、そういうふうにしたほうがより正確じゃないかと思います。「検討していきます」というと、よくわからないんです。改善が図られたわけですから、明確に書いてもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○中坪委員長

よろしいですか、これで。

○事務局（障害福祉課長）

障害福祉課長でございます。今、15番の移動支援事業についての施策の方向性のお話でございました。「継続して検討していきます」という表現から、もっと積極的に「改善していく」というところなんですけれど、なかなかその辺はですね、書きづらいのかなと思います。要するに、予算が伴う話というところがありますので。そこら辺は事前に約束ができないという状況でございますので、このままでちょっと行かせていただきたいなと思います。

それから、その前段で13番の「日中一時支援事業の充実」のところだったんですけども、後段の部分は、おっしゃるとおり修正をしたほうがわかりやすいかなと思うところなんですけど、前段の部分で「児童福祉法の児童通所支援

事業」というところが、突然出てきているからおかしいんじゃないかってところがあるんですけども。実は日中一時支援事業と、児童の通所支援事業とがですね、船橋の地区においてはちょっとバランスが崩れているという状況がちょっとあるんですね。児童の通所事業のほうを受け皿的に大きくなればですね、日中一時支援事業も利用率が下がっていくという状況があるものですから、あえて書かさせていただいたというところなんですけども。意味合いがわかりづらいということであれば、もうちょっと中身を検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○中坪委員長

文言の修正等を含めての検討ですかね。よろしいですね、今のは。

○宮代委員

はい、わかりました。

○中坪委員長

ほかはいかがでしょうか。

○山田委員

山田です。言葉のところで、69ページ、「差別の解消及び権利擁護の推進」ですけれども。この本文の下から3行目「市が行政サービス等において差別の解消を推進するための合理的な配慮を率先して行っていくことが、社会全体での差別の解消の推進のための合理的な配慮の推進…」というんですけど。言葉がかなり重複するかなということで、「差別の解消の推進につながります」でもよいのではないかとこのところが一つです。本当に単に言葉の問題です。それが一点。

あともう一点ですが、72ページの8、「心のバリアフリー化の推進」。これは今まで「心のバリアフリー化」ということで議論してきたと思うんですが、段差の解消とかそういうのはみんな「バリアフリー化」と言われていて、「心のバリアフリー化」というのは、何かちょっと私の感じ方として、“心”はやっぱバリアフリー化の「化ける」という字をやめて「心のバリアフリー」のほうがよいのではないかとこの言葉の問題です。以上です、御検討いただければと思います。

○中坪委員長

よろしいでしょうかね、はい。ほかにはいかがでしょうか。

○鈴木章浩委員

「誠光園」の鈴木と申します。性質的に合っているか、ちょっとわからないんですけども、この計画全体で、ほかの障害がある方の環境等が広がっていくという実感は持てるんですけども。やはりそれを、サービスを行うとか、支えていくというような中では、やはり支援者が必要になるというか、マンパワーの必要性が出てくると思うんですね。そのマンパワーの確保というのが、非常に課題になっているところであるものです。

それで「推進体制」、75ページの「推進体制」などでは、非常に「ボランティアの推進」ですとか、そういうものもあってですね、障害の理解を促進していく、またボランティアを拡充していくようなお話も出ていますけども。一つその方針の中に、船橋市全体で福祉の魅力だとか、障害の理解等を進めて、そのマンパワーを、支援者をふやしていくというところもあっていいのかなというふうに、個人的にちょっと思ったんですが、性質に合っていなかったら申しわけないんですけども。

○中坪委員長

「推進体制」の中に、そういう内容のことを入れ込むことが可能であればというようなことでしょうかね。

○鈴木章浩委員

そうですね。何かそういうマンパワーの確保のことが入っていれば、方針としていいのかなと。

○中坪委員長

事務局、何かありますか。一応そういう御意見だということで。

○事務局（障害福祉課 玉川）

ちょっと事務局でも検討させていただきたいと思います。

○中坪委員長

ほかにはいかがでしょうか。

そうしましたら、いろいろ意見が出ましたので、これを受けて、あとの日程も踏まえつつ、可能な範囲で検討いただいとということになるろうかと思いますが。

それではですね、今後のスケジュール等も含めて、事務局、お願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。今後のスケジュールとしましては、本日の議論を踏まえた計画案について、今後、市長等への報告を行う予定です。その後、12月中旬から1月中旬にかけてパブリック・コメントを行う予定です。そのパブリック・コメントを踏まえました最終的な計画案について、1月下旬に開催予定の策定委員会で報告をさせていただき、計画策定とさせていただく予定となっております。以上でございます。

○中坪委員長

それでは委員の方々から何かほかになれば、会のほうは閉じたいと思いますが。

○宮代委員

まだ詳細に読み切れてない部分があるものですから、もし気づいた点、御検討いただく点がありましたら、事務局に意見等は寄せてもよろしゅうございますでしょうか。もし可能であれば期限を教えてください。

○中坪委員長

膨大な資料ですので、あとでお目通しいただいて、いろいろ表現を含めてですね、御意見等、あるいは「間違っているんじゃないか」みたいなことがあれば、事務局に申し出ていただくということにしたいと思います。ただ、これは完成させないといけませんので、日程等があるかと思しますので、そこら辺がいつまでにかと、そういうことでよろしいですね。

○宮代委員

はい。

○事務局（障害福祉課 玉川）

今回ですね、「成果目標」等についての項目や修正案、また計画案が膨大な量になっておりますことから、来週の水曜日あたりまでにですね、事務局にメールやFAXや電話でも結構ですので、御連絡いただければと思います。以上でございます。

○中坪委員長

それでは来週の水曜日までにお気づきの点があったら、事務局にお寄せいただければと思います。事務局は、もっとこのあと大変かと思いますが、よろし

くお願いいたします。ほかになければ、本日の会につきましてはこれを持って
終了とさせていただきますと思います。どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。